

(仮称)パートナーしがプラン 2030(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)の骨子案について

1 策定の趣旨

令和3年10月に「パートナーしがプラン 2025」(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)を策定し、令和7年度までの間を計画期間として事業を実施しているところ。

社会経済情勢の変化等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層加速するために新たな計画を策定する。

2 次期計画の概要

(1) 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)(5年間)

(2) 計画の位置づけ

- ① 男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、県が男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- ② 女性活躍推進法に基づき、県が女性の職業生活における活躍を推進するための計画
- ③ 県の基本構想や県の関連各種計画との整合性を図った計画 など

3 検討の進め方

- (1) 市町、企業、経済団体、地域団体等の様々な主体の他、若い世代との対話を通じて意見を聴取し、滋賀県男女共同参画審議会において審議する。
- (2) 滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部において県庁各部局が横断的な連携を図りながら検討を進める。

4 策定の経過・今後の予定

令和7年 1月30日	男女共同参画審議会会長に諮問
令和7年 3月11日	厚生・産業・企業常任委員会報告(現状・課題・検討の方向)
令和7年 5月14日	厚生・産業・企業常任委員会報告(計画の策定について)
令和7年 6月25日	厚生・産業・企業常任委員会報告(骨子案)
令和7年 10月	男女共同参画審議会会長から答申
令和7年 11月	厚生・産業・企業常任委員会報告(素案)、パブコメ
令和8年 3月	厚生・産業・企業常任委員会報告(原案) 計画策定・公表

(仮称) パートナーしがプラン2030 (滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画) 骨子案【概要】

1 計画の主旨

- (1) 策定の趣旨 社会経済情勢の変化等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層加速するために新たな計画を策定する。
- (2) 計画の位置づけ 男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例、女性活躍推進法に基づき県が施策を総合的かつ計画的に推進するための計画等
- (3) 計画期間 令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度） 5年間

2 基本理念

一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ

～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在。性別にかかわらず個性や能力を発揮できること、性別により差別的な取扱いを受けないこと等、一人ひとりの人権が保障されることは当然のことであり、人が幸せであるために根幹となるもの。男女共同参画の取組は、ジェンダー平等社会の実現に向けた一翼を担うものであり、性別や性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず誰もが活躍できる、誰一人取り残さない社会の実現につながる。

3 取組を進めるにあたって大切なこと

何を大切にするかは一人ひとり違う。県での取組がその人の生き方に対して押しつけとならないよう、一人ひとりが大切にしていることを尊重しながら、それぞれの個性や能力を発揮できる社会を目指す。

4 目指す姿・現状と課題・取組の方向

目指す姿

I 性別にかかわらず
一人ひとりが
多様な選択が
できる社会

II 性別にかかわらず
一人ひとりが
安心・安全に
暮らせる社会

III 性別にかかわらず
一人ひとりが
働く場で
活躍できる社会

IV 性別にかかわらず
一人ひとりが
地域や家庭生活など
あらゆる分野で
活躍できる社会

現状と課題

・あらゆる分野で男女共同参画を進めるためには、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれないようにすることが極めて重要。
・このような意識は、子どもの頃から形成されていくことから、周囲の大人も含め、若い世代への働きかけが求められる。

・あらゆる暴力やセクシュアルハラスメントは、決して許されるものではなく、重大な人権侵害として根絶しなければならない。
・また、能登半島地震においても、避難所運営に女性や多様な人々のニーズが十分に反映されていなかった等の課題が明らかに。かけがえない命を救うためには多様な視点を踏まえて災害に備えることが重要。

・働くことは、経済的に自立するための手段としてだけではなく、自己成長や社会貢献など、自身の可能性を広げるもの。また、多様な働き方の一つに起業があり、全国的にも注目が高まっている。
・全国と比較して本県は、管理的職業従事者に占める女性割合が低いことや、男女間賃金格差が大きいことなど、女性の働く分野で様々な課題を抱えているため、**重点的に取組を進める必要がある。**

・日常生活の中で男女の不平等を一番感じるところは「地域社会」と答えた人が最も多く、地域の実情に応じた取組を着実に進める必要。
・共働きかどうかにかかわらず、男性の家事・育児・介護等の時間は1日のうち1時間程度であり、男女で大きく格差がある。

取組の方向

※●は主な取組のキーワード等を記載

- ① **男女共同参画意識の浸透**に向けた取組
●資金調達を通じた社会的関心の喚起や理解と共感の輪の拡大
- ② **子ども・若者に向けた取組**
●ライフ&キャリア教育の実施

- ①多様性の尊重
② **あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶**
③困難な状況にある人への支援
④ **防災における男女共同参画**
⑤生涯を通じた健康づくり

- ①男女の均等な雇用機会・公正な待遇確保
② **企業における男女共同参画**
●女性活躍推進企業認証制度の更なる普及による主体的な取組の推進
- ③ **女性の就職・再就職・起業支援**
●女性起業家のネットワークづくり
- ④女性のキャリア形成支援 ⑤誰もが働きやすい環境づくり

- ① **地域における男女共同参画**
●地域の実情に応じた取組を進める人材や団体の育成
- ②政治・行政における男女共同参画
③理工系・農林水産業・スポーツ等分野の男女共同参画
④ **男性の家事・育児・介護等への参画** ⑤子育て・介護支援の充実

(仮称) パートナーしがプラン2030 (滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画) 骨子案

第1章 計画の主旨

- 1 策定の趣旨 社会経済情勢の変化等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層加速するために新たな計画を策定する。
- 2 計画の位置づけ
 - ・男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、県が男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
 - ・女性活躍推進法に基づき、県が女性の職業生活における活躍を推進するための計画 など
- 3 計画期間 令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度） 5年間

第2章 現状と課題

- 1 社会の変化
 - ・2020年と2050年比較で15歳未満の人口は約31％減少、15歳以上65歳未満の人口は約25％減少、65歳以上の人口は約21％増加見込み。（国立社会保障・人口問題研究所推計）
 - ・男女ともに20～24歳の若い世代で大きく転出超過となる状況が続いている。（住民基本台帳人口移動報告）
 - ・三世代世帯の割合は減少する一方、単独世帯は増加。共働き世帯は増加が続いており、R2は全体の49.6％を占める。（国勢調査）
- 2 意識⇒固定的な性別役割分担意識は、いまだに根強く残っており、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も含め、とらわれないようにすることが、あらゆる分野で男女共同参画を進めるために重要
 - ・「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について、同感すると答えた人の割合は18.8％、同感しないと答えた人の割合は74.1％である。（R6県民意識調査）

※同感する：「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計
同感しない：「同感しない」「どちらかといえば同感しない」の合計
 - ・男性として生きづらさを感じることは、「仕事での成功や評価、経済力に価値が置かれていること」が最も多く42.8％、「特にない」は30.8％である。（R6県民意識調査）
 - ・社会全体の男女の地位の平等感について「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合は66.9％となる。（R6県民意識調査）

- 3 安心・安全な暮らし⇒あらゆる暴力やセクシュアルハラスメントは重大な人権侵害として根絶しなければならない。例えば、配偶者からの暴力に関する相談件数は増加している。また、能登半島地震においても、避難所運営に女性や多様な人々のニーズが十分に反映されていなかった等の課題が明らかに。かけがえのない命を救うためには多様な視点を踏まえて災害に備えることが重要
 - ・県配偶者暴力相談支援センターにおけるR5の配偶者からの暴力に関する相談件数は1,337件であり、R4と比較すると増加している。（配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査）
 - ・DV等を受けた時に相談できる機関をいずれも知らない人の割合は43.8％となる。（R6県民意識調査）
 - ・母子家庭の世帯数は、11,822世帯でありH30の調査と比較すると減少している。（R5県ひとり親家庭生活実態調査）
 - ・母子家庭の母のうち年間就労収入が200万円未満の世帯は39.2％を占める。（R5県ひとり親家庭生活実態調査）
 - ・R6、1月時点の県防災会議の委員に占める女性割合は46.8％と、全国で2番目に高い（R6県防災危機管理局調べ）が、地域の防災活動に取り組む女性は少ない状況にある。
 - ・令和5年度の人工妊娠中絶件数は807件であり、そのうちの半数近くである45.6％を10代・20代が占める。（R5衛生行政報告例）

※県民意識調査：男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査

- 4 働く場
 - ⇒全国と比較して本県は、管理的職業従事者に占める女性割合が低いことや男女間賃金格差が大きいことなど、女性の働く分野で様々な課題を抱えているため、重点的に取組を進めることが重要
 - ・管理的職業従事者に占める女性割合は14.4％であり、全国で11番目に低い。（R2国勢調査）
 - ・管理職に女性が少ない理由として、女性は家庭の責任を多く担っていることが要因であると考える人が最も多い。（R6県民意識調査）
 - ・女性の労働力率が25～44歳で落ち込むM字カーブは近年浅くなってきているが、同世代の無職女性の66.7％（約2万人）が就労を希望されている。（国勢調査、R4就業構造基本調査）
 - ・女性の有業者に占める「非正規の職員・従業員」の割合は、男性に比べると32.9ポイントも高い、53.1％であり、全国で最も高い。（R4就業構造基本調査）
 - ・女性の非正規職員・従業員で正規の職員等を「希望する」「条件が合えば希望する」と答えた人の割合は73.8％となる。（R6県民意識調査）
 - ・滋賀マザーズジョブステーションを知っている30～59歳の女性の割合は16.2％であり、事業効果が十分に発揮できていない可能性がある。（R6県民意識調査）
 - ・男性の賃金を100とした場合の女性の賃金比率は75.1であり、全国で10番目に格差が大きい。（R6賃金構造基本統計調査）
 - ・全国データによると、「月経痛などによる作業効率の低下」「女性ホルモンは1カ月の間に変動し、体調等の変化の原因になる」などの女性の健康課題に対する認知度は男性だけでなく、女性自身も高いとはいえない状況であった。（R6男女共同参画白書）

- 5 あらゆる分野
 - ⇒日常生活の中で男女の不平等を一番感じるところは「地域社会」と答えた人が最も多く、地域の実情に応じた取組を着実に進めることが重要
 - ・日常生活の中で男女の不平等を一番感じるところは「地域社会」と答えた人が最も多い。（R6県民意識調査）
 - ・県・市町議会、県・市町管理職、学校、自治会等の様々な分野における政策・方針決定過程の女性参画は少しずつ進んでいるが、自治会長に占める女性の割合はR6、4月で5.3％と低い状況にある。（県女性活躍推進課調べ、学校基本調査）
 - ・全国の大学で理学専攻の女性は28.3％、工学を専攻する女性は16.7％である。（R6学校基本調査）
 - ・共働きの有無にかかわらず、男性の家事・育児・介護等の時間は1日のうち1時間程度であり、男女で大きく格差がある。（R3社会生活基本調査）
 - ・男性が家事・育児・介護等に参加するためには、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよく図ること」「男性も育児・介護の休業をとりやすい環境にすること」が必要であると考える人が多い。（R6県民意識調査）
 - ・就学前児童数は減少傾向にあるが、保育所等の入所児童数は増加しており、保育利用率は53.9％（R6）となったが、353人（R6）の待機児童が生じている。（県子育て支援課調べ）

第4章 取組の方向

※●は主な取組のキーワードを記載

目指す姿Ⅰ

性別にかかわらず
一人ひとりが
多様な選択が
できる社会

(1) 男女共同参画意識の浸透に向けた取組	①男女共同参画に関する広報・啓発の推進 ②効果的な手法の検討 ③啓発資材の充実 ●資金調達を通じた社会的関心の喚起や理解と共感の輪の拡大 ④ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上
(2) 子ども・若者に向けた取組	①男女共同参画に関する教育の推進 ②ライフ＆キャリア教育、体験学習の推進 ③主体的な学習の推進 ●各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の実施

目指す姿Ⅱ

性別にかかわらず
一人ひとりが
安心・安全に
暮らせる社会

(1) 多様性の尊重	①あらゆる差別や偏見をなくすための取組の推進 ②性の多様性に対する理解促進 ●パートナーシップ宣誓制度の実施
(2) あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶	①こども・若者をはじめ、あらゆる世代に向けた広報・啓発、教育等の推進 ②性犯罪・性暴力・ストーカー行為等への対策 ●インターネット上の性的な暴力等の防止に向けたICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上 ③DV等への対策 ④あらゆる場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進 ⑤関係機関との連携強化
(3) 困難な状況にある人への支援	①困難な問題を抱える女性への支援 ②貧困等生活上の困難に直面する人への支援 ●早期から切れ目のない、きめ細やかな包括的支援 ③ひとり親家庭への支援 ④高齢者、障害者、外国人県民等への支援 ⑤様々な悩みに対する相談しやすい窓口づくり
(4) 防災における男女共同参画	①政策・方針決定過程への女性参画 ②防災現場における男女共同参画の視点の強化 ●防災活動に従事する女性人材の育成
(5) 生涯を通じた健康づくり	①男女がともに健やかな生活を送るための取組 ②妊娠・出産等に関する支援 ●包括的性教育の実施 ●プレコンセプションケアの推進 ●妊娠から子育てにかけて切れ目のない支援 ③スポーツを通じた健康づくり ※「プレコンセプションケア」とは、将来の妊娠を考えながら女性やパートナーが自分たちの生活や健康に向き合うことを指す。

目指す姿Ⅲ

性別にかかわらず
一人ひとりが
働く場で
活躍できる社会

(1) 男女の均等な雇用機会・公正な待遇の確保	①男女の均等な雇用機会・公正な待遇の確保
(2) 企業における男女共同参画	①主体的な取組の推進 ②連携体制の構築 ●女性活躍推進企業認証制度の更なる普及による主体的な取組の推進
(3) 女性の就職・再就職・起業支援	①女性の就職・再就職支援 ②多様な職業訓練 ●滋賀マザーズジョブステーションによる就労支援 ●オンラインによる職業訓練の実施 ③非正規の職員・従業員の希望に応じた正規雇用への転換 ④女性の起業支援 ●女性起業家のネットワークづくり ●起業後の伴走支援
(4) 女性のキャリア形成支援	①女性のエンパワーメントの推進 ②リスクリング、デジタル人材の育成 ●リスクリングの推進に向けた経営者層への働きかけ ●若年層のスキルアップに取り組む企業への支援
(5) 誰もが働きやすい環境づくり	①働く場におけるハラスメント防止対策の推進 ●カスハラ・就活セクハラも含むハラスメント防止に向けた広報・啓発 ②無意識の思い込み等にとらわれない職場環境づくり ●企業や経済団体と連携した働く人向けのオンラインセミナー ③仕事と生活の双方の充実が図れる環境づくり ●家事・育児・介護等に対する無意識の思い込みの解消に向けた取組 ④多様で柔軟な働き方の推進 ⑤仕事と健康の両立 ●男女特有の健康課題に対する理解を深めるための取組

目指す姿Ⅳ

性別にかかわらず
一人ひとりが
地域や家庭生活など
あらゆる分野で
活躍できる社会

(1) 地域における男女共同参画	①地域の様々な活動における方針決定過程の男女共同参画 ②地域の実情に応じた取組の推進 ●男女共同参画に取り組む人材や団体の育成
(2) 政治・行政における男女共同参画	①政治分野における取組の推進 ②市町における取組の推進 ③県における取組の推進
(3) 理工系・農林水産業・スポーツ等分野の男女共同参画	①理工系女性人材の育成 ②女性研究者・技術者の活躍推進 ③農林水産業における女性活躍の推進 ④スポーツ分野における男女共同参画の推進 ●女性農業者の育成と経営参画の推進 ●水産業・畜産業・林業における女性活躍の推進
(4) 男性の家事・育児・介護等への参画	①意識醸成に向けた取組の推進 ②育児休業取得に向けた取組の推進 ●アフターバースプランを家族で作成することの重要性を広報・啓発 ※「アフターバースプラン」とは、産後の生活を産前から計画することを指す。
(5) 子育て・介護支援の充実	①子育て支援の充実 ●ファミリー・サポート・センターへの支援 ②介護支援の充実

第5章 計画の総合的な推進 ①県の推進体制 ②国・市町・経済団体・企業・大学など多様な主体との連携 ③県立男女共同参画センターを核とした取組 ④調査・研究